

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）奈良県  
（氏名） A

上記被審人に対する平成21年度(判)第3号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第185条の6の規定により審判長審判官三島聖子、審判官城處琢也、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 121 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 7 月 22 日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第1回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 5 月 21 日

金融庁長官 佐藤 隆文

## (参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

### ○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に該当

被審人は、建築機材の販売等を目的とする株式会社ノナガセの社員として、職務に従事していたものであるが、被審人は、平成 19 年 11 月 19 日及び同月 20 日、その職務に関し、大阪府大阪市西区北堀江一丁目 12 番 19 号に本店を置き、鋳鉄管、鋼管等の製造及び販売等を目的とし、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されている株式会社栗本鐵工所と売買契約を締結していた株式会社ノナガセの社員 B が同契約の履行に関し知った、株式会社栗本鐵工所建材事業部が製造、販売する高速道路用ホロースラブパイプについて、強度試験の検査数値の改ざん及び板厚の改ざんが確認された旨の株式会社栗本鐵工所の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知り、法定の除外事由がないのに、同月 21 日、上記事実の公表がされるより前に、C 証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、株式会社栗本鐵工所の株券合計 1 万 1000 株を売付価額 345 万 4000 円で売り付けたものである。

### ○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号、第 166 条第 1 項第 5 号、第 4 号、第 2 項第 4 号

### ○ 課徴金の計算の基礎

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 175 条第 1 項第 1 号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後における価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$(316 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} + 314 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株} + 313 \text{ 円} \times 6,000 \text{ 株})$

$- (204 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株}) = 1,210,000 \text{ 円}$